

福島町で利用できる在宅サービス

	予防（要支援1・2）	介護（要介護1～5）
訪問介護 （ホームヘルプ）	利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合は、ホームヘルパーによるサービスが提供されます。	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などを目的とした、乗降介助も利用できます。 移送にかかる費用は別途自己負担となります。
訪問入浴介護	居宅に浴槽がない場合や、感染症などの理由からその施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。	介護士と看護師が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。
訪問看護 （医師の判断により、往診対応となります）	疾患などを抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や、診療の補助を行います。	疾患などを抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。
通所介護 （デイサービス）	通所介護施設で食事や入浴といった日常生活上の支援などの共通的なサービスを行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービスを提供します。	通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師などが居宅を訪問し、介護予防などを目的とした療養上の管理や指導を行います。	医師、歯科医師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
短期入所生活介護 （ショートステイ）	福祉施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。	福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
認知症対応介護 （グループホーム）	認知症高齢者が介護スタッフによる食事、入浴、排せつなどの介助を受けながら共同生活する住宅です。（要支援2に限る）	認知症高齢者が介護スタッフによる食事、入浴、排せつなどの介助を受けながら共同生活する住宅です。
福祉用具貸与 （福祉用具レンタル）	福祉用具のうち介護予防に役立つものを貸与します。 歩行器、つえなど	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 （要介護2～5）
福祉用具購入 （福祉用具購入補助）	入浴や排せつなどに使用する福祉用具が購入できます。 （必要と認められる場合：1年につき10万円限度）	
住宅改修費補助	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修する際、20万円を上限に費用を支給します。	

施設へ入所する場合

■施設サービスについて

施設サービスにはいくつかの種類があり、入所する方の状態や目的によって施設を選択する必要があります。入所の申し込みは役場ではなく、施設へ直接行くかたちになります。

また、要介護度により入所できる施設に違いがあります。（要支援の方は施設サービスの利用はできません）各施設の特徴や、入所するための要介護度は次のとおりです。

施設の種類	要介護度	施設の内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	原則 要介護3以上	生活全般の介護が必要な施設寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。
介護老人保健施設 (老健施設)	要介護1以上	介護やリハビリ中心の施設病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。
介護療養型医療施設 (療養型施設)		医療中心の施設急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養を必要とする人のための医療機関の病床です。医療、看護、介護、リハビリテーションなどが受けられます。

※要支援の方は上記の施設サービスは利用できませんが、有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅などの施設へは入所できます。

■特定入所者介護（予防）サービス費

施設サービスやショートステイを利用の際に、居住(滞在)費・食費の自己負担額(日額)が一定の金額を超えた場合、超えた金額が介護保険から直接施設等へ支払われます。

区分ごとの上限額は次のとおりです。

区分	居住(滞在)費				食費	
	ユニット型 個室	ユニット型個 室的多床室	従来型個室	多床室	施設	短期 入所
生活保護受給の方老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方（第1段階）	820円	490円	490円 (特養等 320円)	0円	300円	300円
世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方（第2段階）	820円	490円	490円 (特養等 420円)	370円	390円	600円
世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以上120万円以下の方（第3段階①）	1,310円	1,310円	1,310円 (特養等 820円)	370円	650円	1,000円
世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以上の方（第3段階②）	1,310円	1,310円	1,310円 (特養等 820円)	370円	1,360円	1,300円

前ページの表の区分に該当しない方は、居住(滞在)費・食費については、全額自己負担となります。

※サービス利用者の配偶者が町民税を課税されている場合、または預貯金等が一定額（第2段階は単身 650 万円、夫婦 1,650 万円、第3段階①は単身 550 万円、夫婦 1,550 万円、第3段階②は単身 500 万円、夫婦 1,500 万円）を超える場合、特定入所者介護サービス費は受けられません。

サービスの費用等について

■利用者負担について

おもなサービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められていて、その範囲内でサービスを利用する場合の利用者負担割合は1割（一定以上所得者は2割）*です。ただし、上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額が利用者の負担となります。

要介護状態区分ごとの支給限度額と利用者負担額は次のとおりです。

要介護状態区分	支給限度額	利用者負担額（1割）
要支援1	50,320円	5,032円
要支援2	105,310円	10,531円
要介護1	167,650円	16,765円
要介護2	197,050円	19,705円
要介護3	270,480円	27,048円
要介護4	309,380円	30,938円
要介護5	362,170円	36,217円

*「一定以上所得者」とは、本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身で280万円以上、2人以上の世帯だと346万円以上の人のことを指します

■利用者負担が高額になった場合

○高額介護（予防）サービス費

同じ月に利用した介護保険対象サービスの自己負担額（同じ世帯に複数の利用者がある場合は、世帯合計額）が上限額を超えた場合に、超えた金額が「高額介護（予防）サービス費」として支給されます。

支給対象となる方には役場からお知らせしますので、役場保健福祉課にて支給申請手続きをしてください。一度申請すると、それ以降は自動的に支給されます。

上限額は次のページの表のとおりです。

区分	世帯の上限額	個人の上限度
生活保護受給者の方	15,000 円	15,000 円
世帯全員が町民税非課税で <ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢福祉年金受給者の方 ・ 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方 	24,600 円	15,000 円
世帯全員が町民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える方	24,600 円	24,600 円
町民税課税の方 (同一世帯内に 65 歳以上の課税所得 145 万円以上 380 万円以下の方がいる方)	44,400 円	44,400 円
町民税課税の方 (同一世帯内に 65 歳以上の課税所得 380 万円以上 690 万円以下の方がいる方)	93,000 円	93,000 円
町民税課税の方 (同一世帯内に 65 歳以上の課税所得 690 万円以上 の方がいる方)	140,100 円	140,100 円